

## 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会広報紙作成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の活動及び運営の状況等を広く広報することによって、市民の福祉への理解と関心を高めることを目的とする。

### (名称)

第2条 広報の名称は、「社協しぶかわ」という。（以下「機関紙」という。）

### (発行回数及び発行月)

第3条 機関紙の発行回数は、年間6回とし、発行月は、5月、7月、9月、11月、1月、3月とする。

### (発行日)

第4条 機関紙の発行日は、発行月の1日に発行するものとし、発行日が土、日曜日及び国民の祝日の場合は直近の平日とする。

### (掲載内容)

第5条 機関紙の掲載内容は、次に掲げる各号の中から調整する。

- (1) 本会の事業に関すること
- (2) 事業計画、予算、事業報告及び決算に関すること
- (3) 寄付の受け入れに関すること
- (4) 企業及び公共的団体等における営利を目的としない福祉活動に関することで、次の要件を満たすもの
  - ア 区画が縦14.8センチメートル、横21センチメートル以内に収まること
  - イ 同一日発行の広報しぶかわに同一の掲載がないこと
  - ウ 写真を使用する場合、被写体の承諾を得ていること
  - エ 上記の要件を満たし、会長が適当であると認めるもの
- (5) 市民の福祉の啓発を目的とした家族写真の掲載に関するこ
- (6) 企業等の広告に関するこ。なお、詳細については第5条から第14条に定めるところによる。
- (7) その他会長が認めること

### (掲載の申込み及び決定)

第6条 機関紙への掲載を希望する団体及び企業等は、掲載を希望する機関紙の号の発行3か月前から40日前までに、社協しぶかわ掲載申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申込書を受理したときは、速やかに審査し、社協しぶかわ

掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、その結果を申込者に通知するものとする。

3 同一機関紙に複数の申込みがあった場合は、申込順に掲載する。

（広告申込者の範囲）

第7条 広告掲載の申込みをすることができるものは、次のとおりとする。

- (1) 企業、及び個人の事業者又は商店街等の連合体
- (2) 公共的団体その他これに類するもの
- (3) その他会長が適当であると認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の申込みをすることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) その他会長が不適当であると認めたもの

（広告の範囲）

第8条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又は害するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、又は個人的な宣伝に係るもの
- (4) 本会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか広告媒体に掲載する広告として適当でないと認めるもの

（広告の規格）

第9条 広告の区画は、縦4.9センチメートル、横8.7センチメートルの範囲内とし、1者につき機関紙1号当たり8区画までとする。

（広告掲載期間）

第10条 広告を掲載する期間は、機関紙の各号単位とする。ただし、再掲載は妨げない。

（広告掲載料金及び納付方法）

第11条 広告掲載料金は、1区画15,000円とする。ただし、同時に2区画以上の申込みがあった場合は、別表第1に掲げる額とする。

2 広告掲載料金の納付は、掲載決定後、本会の発行する請求書により一括納入するものとする。

（広告の作成及び経費負担）

第12条 広告の原稿は、広告を掲載することを承認された者（以下「廣告主」という。）において作成するものとする。

（廣告主の責任）

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、廣告主が負うものとする。

（廣告主の届出義務）

第14条 广告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、機関紙発行日の30日前までに社協しぶかわ廣告掲載中止・内容変更届（様式第3号）を会長に届け出なければならない。

（1） 广告の掲載を取り下げるとき

（2） 广告の内容を変更するとき

（廣告掲載の決定の取消し）

第15条 会長は、广告の掲載に支障があると認めたとき、又は广告掲載料金が発行日の14日前までに納付されなかったときは、当該广告の掲載を中止し、又は取り消すことができる。

2 会長は、前項の掲載決定を取消したときは、社協しぶかわ广告掲載取消決定通知書（様式第4号）により、その結果を廣告主に通知するものとする。

（廣告掲載料金の還付）

第16条 既に納付された广告掲載料金は還付しない。ただし、本会の都合により广告掲載ができなくなったときに限り、還付することができる。

（雑則）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

社協しぶかわ掲載申請書

年　月　日

渋川市社会福祉協議会会長 様

申 請 者

氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者氏名）

印

住所又は所在地

電話番号 ( )

社協しぶかわへの掲載について、次のとおり申請します。

掲載希望号	年　月号	年　月号	年　月号	年　月号
内 容	※具体的に記入してください。掲載案があれば添付してください。			
法人その他の団体の概要				
備 考	①申請に当たっては、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会広報紙作成要綱の内容を遵守します。 ②広告の内容に、著作権および肖像権の侵害がないことを保証します。			

様式第2号（第6条の2関係）

社協しぶかわ掲載・不掲載決定通知書

年　月　日

様

社会福祉法人  
渋川市社会福祉協議会  
会長

社協しぶかわへの掲載について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> する			
	掲 載		<input type="checkbox"/> しない	
掲載号	年	月号	年	月号
	年	月号	年	月号
	年	月号	年	月号
内 容	別紙のとおり			
掲載料	別紙請求書のとおり			
備 考				

様式第3号（第14条関係）

社協しぶかわ掲載（中止・内容変更）届

年 月 日

渋川市社会福祉協議会長 様

申請者

氏名（法人その他にあっては名称及び代表者）

印

住所又は所在地

電話番号

( - )

年 月 日付けをもって決定通知がありました、渋川市社会福祉協議会機関紙への掲載について、次のとおり（変更・中止）となりますので、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会広報紙作成要綱第14条の規定により届け出ます。

（変更の内容）

（中止の理由）

様式第4号（第15条の2関係）

社協しぶかわ掲載取消決定通知書

年　月　日

様

社会福祉法人

渋川市社会福祉協議会

会長

年　月　日付け決定した社協しぶかわへの掲載について、社会福祉法人  
渋川市社会福祉協議会広報紙作成要綱第15条の規定により中止（取消）しましたので  
通知します。

掲　載　号	年　　月号	年　　月号	
	年　　月号	年　　月号	
	年　　月号	年　　月号	
取消理由	<input type="checkbox"/> 広告の掲載に支障があると認めたため <input type="checkbox"/> 発行日の14日前までに掲載料の納付が確認されなかつたため <input type="checkbox"/> その他（ ）		
広告掲載料			
納付済掲載料			
掲載料の還付	<input type="checkbox"/> 還付する <input type="checkbox"/> 還付しない		
備　　考			

別表第1（第11条関係）

2区画以上の一括申込みがあった場合の広告掲載料金

掲載区画数	単価
2	14,000円
3	13,000円
4	12,000円
5	11,000円
6	10,000円

※6区画以上の単価は、10,000円とする